

減免の種類と必要書類

【減免の種類】

種 類	該 当 要 件
災害	① 火災や風水害等の被害を受けた場合。 ② 納税義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する家屋等が3分の1以上（床上浸水も含む）の損害を受けた場合。 ③ 世帯の平成22年中の所得金額が1,000万円未満。
失業 休廃業 事業不振	① 納税義務者又はその世帯員の失業、休廃業又は事業不振により収入が大幅に減少した場合。 ② 世帯の平成23年中の見込所得額*1が前年所得金額の70%以下。 ③ 世帯の平成23年中の見込収入額*2が、最低生活基準額の130%以下。 ※ 給与や年金の場合、*1は所得控除後の金額、*2は所得控除前の支払額です。事業の場合はいずれも必要経費を差し引いた後の金額です。申請時の確定金額と申請後の見込額を合算し、見込額とします。
病気等	① 納税義務者又はその世帯員の傷病により医療費が多額にのぼる場合。 ② 世帯の平成23年中の医療費支払い見込額が見込収入額の30%以上。 ③ 世帯の平成23年中の見込収入額が、最低生活基準額の130%以下。
生活困窮	① 貧困により生活のため公私の扶助を受けている場合。 ② 世帯の平成23年中の見込所得額が前年所得金額の70%以下。 ③ 世帯の平成23年中の見込収入額が、最低生活基準額の130%以下。 ※ 公私の扶助は、児童扶養手当、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金）の貸付、または同一世帯でなく、かつ同一生計でない者からの生活扶助です。
譲渡所得を全額 債務の返済にあ てた場合	① 納税義務者又はその世帯員が、自己の債務の返済又は連帯債務の履行のために、平成22年中に土地・建物を売却したことにより譲渡所得が生じ、保険税が課税された当該譲渡所得の基となる収入金額の全額をその債務の返済にあてた場合。 ② 世帯の平成23年中の見込収入額が、最低生活基準額の160%以下。 ※ 債務等には、遊興費、当該譲渡によらない公租公課（延滞金等含む）、自動車ローン等は含みません。

※ 減免の種類ごとに全ての要件に該当した場合に減免が適用されます。

※ 申請日以降の納期に係る保険税が減免対象となります。

※ 国民健康保険の加入手続きが遅れ、年度を遡って加入した場合は、申請日が属する年度以前の保険税は減免の対象となりません。

※ 非自発的失業により保険税の軽減に該当した方の前年給与所得については、その30%に相当する額を他の所得がある場合はそれらと合算して、前年所得金額とします。

【必要書類等】

国民健康保険税減免申請書、収入申告書のほか、種類に応じて以下の書類が必要です。

種 類	減免理由の確認書類	収入関係書類	その他
災害	り災証明書	—	印鑑
失業	雇用保険受給資格者証等の写し	○給与収入の場合 源泉徴収票・給与明細等の写し	該当する場合 ・借家・アパートの賃貸借契約書 ・医療費の領収書 ・身体障害者手帳（1～3級） ・精神保健福祉手帳1・2級 ・療育手帳A・B 各写し
休・廃業 事業不振	休・廃業届の写し等	○事業収入等の場合 収入と必要経費の確認できる書類	
病気等	医療費の領収書の写し 診断書の写し（ある場合）	○年金収入の場合 年金支払通知書等の写し	
生活困窮	証書、決定通知の写し 扶助を受けていることを証する書類	※ 上記のほか、非課税収入がある場合は、その受給額が確認できる書類の写し ・失業保険給付金 ・傷病手当金 ・障害年金、遺族年金等	
譲渡所得を全額 債務の返済にあてた場合	土地建物の売却金額がわかる書類の写し 返済した債務の領収書等の写し		

(注1) 申請者の世帯主だけでなく、国民健康保険への加入の有無にかかわらず世帯員に収入や医療費等、該当する事項がある場合は、その書類が必要となります。

(注2) 減免相談の内容により、上記以外の書類の提出を求められることがあります。